

## 消費者委員会意見交換会資料

社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）

理事長 滝田 章  
専務理事 長谷川公彦  
常任理事 中村 哲

### ○当会が、現在、主に取り組んでいる活動について

この度のご案内では当会は「関係団体」という名称をお使いいただきましたが、一般的には「事業者団体」という区分をされることが多いようです。会員の所属が企業ということで、当会そのものが事業者側の代表という属性で見られることが多いようです。しかしながら会員の実態は、企業内において消費者対応部門に属し、日々、消費者と所属企業をつなぐ接点の役割を担っており、消費者への情報発信の最先端部門としての業務に務めると同時に、消費者の意見、要望などを社内関係部門に伝え、自社に対する消費者の期待を実現することを最大の使命として取り組んでおります。従いまして、会員あるいは会の考え方、行動については事業者側代表としてのものというよりも、消費者と事業者の双方をつなぐ接点という意識をベースにしたものといえると思います。

ACAP では基本理念として「消費者と企業の共生をめざして」というテーマを宣言しています。会員各自がその職責を深く理解し、消費者と企業が正しく共生する社会を構築することを目的として、企業自身の「消費者志向経営」を実現するためにさまざまな取り組みを行なっています。

この度「公益社団法人」の認定を受け、社会に貢献する社団法人として新たな事業展開を進めてまいることになりましたが、個々の事業内容について従来と大きく変わることはなく、むしろその充実化、拡大化こそが重点課題として取り組むべき問題と認識しております。「事業者団体」ではなく、「消費者志向事業者の団体」として社会的に認知されるべくいっそうの努力を重ねてまいりたいと思います。

### ○第2次消費者委員会の活動に、期待すること

2000年以降、我が国における消費者と企業の信頼関係が大きく損なわれ、その後、信頼回復に向けた各企業のさまざまな努力や、消費者の意識向上に基づく新たな行動展開、行政による消費者問題に関わるいくつもの立法、消費者庁や消費者委員会設立などにより、凡そ10年の社会環境の大きな変化を経て、新たな時代に向けたスタートラインに立ったところと言えるものと考えております。

そのような環境整備が進む中で本来、消費者に与えられるべき「8つの権利」について着実な成果を挙げることができつつあるものと思われませんが、それらの中で

今後の課題として検討されるべきもっとも重要な案件として「知らされる権利」と「消費者教育を受ける権利」が残されているものと考えます。とくに「知らされる権利」については食品を中心とした「表示」について各方面で議論、検討がなされており、早晚、制度として整備されてくるものと思いますが、それと同じように、あるいはより重要な権利であるべき「消費者教育を受ける権利」が置き去りにされ、結果として他の権利についても本来的な機能に至っていないというのが現実だと思います。

消費者の権利擁護を謳う消費者委員会として、その必要性について、あるいは中味についても積極的な発言をしていく責任があると思います。

第二次委員会としてぜひとも最重点課題として取り組みを戴きたくお願い申し上げます。

### ○その他意見等

①他団体との交流活動を行う中で、毎年韓国 OCAP と交流をしている。

前回来日の際、OCAP の理事長は日本の消費者庁に「PIO-NET の情報を企業に開放し、共有化することで、ともに学べるのではないかと？韓国の食品安全庁はそのような取り組みを行っている」旨質問され、その場で消費者庁の担当者はそれは困難な旨答弁していたが、消費者庁は無理として、この事案から離れても「消費者委員会」は垣根を低くして、ともに（消費者委員会と ACAP）もっと交流を深められないであろうか？

②ACAP も昔、経済企画庁所管団体のときは「二木会」というのがあって、毎月第二木曜日に国民生活局のかたと ACAP のメンバーが情報交換する場があった。今の「消費者委員会」は盛りだくさんで、公開の会議のなかで同じ事は中々馴染まないが、専門部会等で関係するテーマにあった ACAP 会員事業者を選び、情報交換をするなどして、ACAP も消費者委員会もウインウインの交流ができないか？（あまりフォーマルすぎると本音のはなしができない）

③「消費者委員会」は消費者庁とはちがい、消費者、（消費者志向）事業者との関係性を磐石にし、真の意味で「消費者目線」での活動が期待されるのではなかろうか？

それが、「消費者委員会」のレーゾンディートルではないか？

以上